

# 福島県県北地方農家民宿モニターツアー一運營業務委託仕様書（案）

## 1 事業の目的

首都圏の私立中学校の教職員等を対象としたモニターツアーの実施を通して、管内の協議会である、東和地域グリーンツーリズム推進協議会及び本宮農家民宿連絡協議会の連携による農家民宿受け入れ体制強化の試行、教育旅行形式の探究学習に関するニーズの把握及びモニターツアーでの求評を行い、次年度以降に管内の農家民宿が探究学習の一環として活用されることを目的とする。

## 2 委託業務の内容

### (1) 農家民宿モニターツアー

#### ア 農家民宿モニターツアーの実施

- (ア) 探究学習を念頭に置いた、首都圏の私立中学校・高等学校の教職員等を対象とした参加者募集型のモニターツアー1回以上を実施することとし、(イ)以下を踏まえた効果的な企画を提案すること。
- (イ) 二本松市東和地域及び本宮市の特色を活かしたツアー行程とすること。
- (ウ) 東日本大震災時の対応や農村地域の人口減少や高齢化、農業の担い手不足等の農村地域が抱えている問題についての講話を含むこと。
- (エ) 参加者全体での農業等体験を行うこと。
- (オ) 参加者数は累計10名程度とすること。
- (カ) 参加者は二本松市東和地区及び本宮市の農家民宿に分かれて宿泊すること。
- (キ) 参加者が宿泊する農家民宿については、東和地域グリーンツーリズム推進協議会及び本宮農家民宿連絡協議会との連携により受け入れを行うため、両協議会との連絡調整等を密に行うこと。また、近年のクマ被害の危険性を鑑み、受入に当たって必要なクマ対策を両協議会に確認し、適宜、適切な方策を提案すると共に、参加者に十分説明を行うこと。

#### イ 参加者の募集

- (ア) モニターの対象は以下の①～③のとおりとする。
  - ①首都圏の私立中学校・高等学校の教職員（学年主任、探究学習担当等）等
  - ②首都圏で地域探究等を手配できる旅行会社
  - ③地域探究プログラム・受入体制や学校誘致策等に係る専門家
- (イ) 首都圏の私立中学校の教職員等については2名以上の参加とすること。
- (ウ) 最低催行人数は2名とする。
- (エ) 参加者の募集に当たっては、事業の趣旨や募集要件等を記載した募集ホームページ等を作成し、周知を図ることとし、効果的な募集方法について提案すること。
- (オ) 参加者の取りまとめ及び連絡調整は遺漏なく行うこと。

#### ウ その他

- (ア) ツアー企画にあたっては旅行業法に基づき、募集型企画旅行の催行可能な実施体制とし、ツアー手配、行程作成、募集、安全管理等ツアー催行にあたり、必要な業務を適切に実施すること。
- (イ) ツアーの行程管理を行う旅程管理主任者を配置すること。
- (ウ) ツアー全体を網羅したマニュアル及び参加者の属性などをまとめた資料を作成すること。

## (2) アンケート

ア 農家民宿モニターツアーの実施後に参加者へのアンケートを実施し、ツアー行程や体験メニュー、受入体制等のブラッシュアップを行い、それぞれの改善策について提案すること。

イ アンケートは結果を集計したうえで報告すること。

## (3) 成果報告会

後日、東和地域グリーンツーリズム推進協議会及び本宮農家民宿連絡協議会の会員等を対象に、県が開催する農家民宿モニターツアーの成果報告会にて、上記の参加者アンケート等の結果を報告するとともに、考えられる改善策について提案を行うこと。なお、成果報告会の開催経費（会場借り上げ料）の負担及び参加者の取りまとめについては、県が行う。

## (4) その他

上記のほか、目的を達成するために必要な業務を行うこと。

## 3 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) 提出物及び製作物
- (3) アンケート集計結果（ツアー行程等の改善策の提案を含む）  
なお、各々の様式は、甲乙が協議のうえ定めることとする。

## 4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。なお、(1)及び(2)は甲の指定する様式によるものとする。

- (1) 委託業務着手届（別記様式第1号）
- (2) 業務完了報告書（別記様式第2号）
- (3) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 5 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として選任することとする。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

## 6 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡したうえでこれを行うものとする。

## 7 作業等の打ち合わせ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行うものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。

- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をすること。
- (3) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、参加費での調整、もしくは受託者の負担とする。
- (5) 参加人数は原則 10 名とするが、やむを得ず増減した場合は県と協議すること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。  
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

別記様式第1号

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県県北農林事務所長 様

受託者 所在地  
名 称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業 務 名 福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務
- 2 委託料の額 金 円
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県県北農林事務所長 様

受託者 所在地  
名 称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了  
しましたので届け出ます。

記

- 1 業 務 名 福島県県北地方農家民宿モニターツアー運営業務
- 2 委託料の額 金 円
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日  
完 了 令和 年 月 日